

令和5年10月30日（月）13時30分～

交通政策審議会 海事分科会 第164回船員部会

【岩下労働環境技術活用推進官】 それでは定刻となりましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会第164回船員部会を開催させていただきます。

事務局を務めさせていただきます、海事局船員政策課の岩下でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日はウェブ会議システムを併用しての開催としております。リモートでご参加の委員がいらっしゃいますので、ウェブ会議の操作方法についてご案内させていただきます。

カメラ、マイクの通信はOFF（マークにスラッシュが入った状態）のまま、ご発言される際のみカメラ、マイクをONに、発言が終わりましたらカメラ、マイクをOFFにさせていただきますようお願いいたします。ご発言時以外にカメラ、マイクがONの状態の方がいらっしゃいますと、通信状況が不安定になったり、回線が切れたりしてしまうおそれがございます。ご発言終了時にはカメラ、マイクを必ずOFFにさせていただくようお願いいたします。

また、傍聴者等の方々については、円滑な会議運営のため、映像、音声を拾わないよう、カメラ、マイクを常に切った状態（マークにスラッシュが入った状態）で傍聴をお願いいたします。

その他ご不明な点、映像や音声通話に不具合が生じた場合は、事前にお伝えしている緊急連絡先までご連絡ください。

本日は、委員及び臨時委員総員18名中11名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

なお、河野委員が遅れてのご参加となりますので、河野委員がご参加になりますと12名となりますので、併せてご報告いたします。

本日の資料につきましては、会場にご出席されている委員の皆様には席上に配付をさせていただいております。また、リモートでご参加の委員におかれましては、事前にお配りした資料をご覧ください。資料は45ページ物で、各ページの右下に通し番号を振っておりますので、ご確認をお願いいたします。

また、当日の配付資料といたしまして、1枚物でございますが、「船員関係予算の推移に

ついて」というものも別途席上に配付させていただいております。ウェブでご参加の委員におかれましても、本日メールで配付をしておりますのでご確認をお願いいたします。

それでは議事に入りたいと思います。野川部会長、司会進行をお願いいたします。

【野川部会長】 それでは早速、議事を進めてまいります。

初めに本日の議題についてでございますが、議題4の「今後の審議に関する意見交換」につきましては、委員間の率直・自由な意見交換を行える環境とするため、非公開としたいと事務局から提案があり、部会長としても差し支えないと考えますが、委員の皆様、ご異存ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 ありがとうございます。それでは部会長決定として、議題4につきましては非公開としたいと存じます。

それでは、早速、議事を進めてまいります。

議題1の審議事項でございます「船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金及び海上旅客運送業最低賃金）の改正について」ですが、専門部会での調査・審議の結果につきまして事務局よりご説明いただいた上で審議をすることとしたいと存じます。

それでは、事務局よりご説明をお願いいたします。

【前里労働環境対策室長】 船員政策課労働環境対策室長の前里でございます。特定最低賃金の改正についてご説明申し上げます。資料は資料1、資料1-2となります。

全国内航鋼船運航業、海上旅客運送業、及び漁業（かつお・まぐろ）の3業種につきましては本年7月24日に諮問いたしました。そのうち、全国内航鋼船運航業、海上旅客運送業につきまして結論に至りましたので、ご報告申し上げます。

まず、全国内航鋼船運航業でございます。

9月8日第1回目の最低賃金専門部会を開催いたしましたが、労使合意に至らず、10月2日開催の第2回目の専門部会において、職員及び部員それぞれ7,200円アップで労使合意がなされました。

改正額につきましては、資料1-2の左の緑色の部分でございますが、こちらをご覧くださいただければと思います。このアップ改正に伴いまして、職員は25万8,950円に、ただし書の職員は24万2,500円に、部員は20万350円に、ただし書の部員は19万1,050円にそれぞれ改正することが適当との結論に至りました。

続きまして、海上旅客運送業でございます。

9月20日に第1回目の最低賃金専門部会を開催いたしました。労使合意に至らず。10月6日開催の第2回目の専門部会において、職員を7,400円アップ、事務部職員を6,500円アップ、部員を6,000円アップということで労使合意がなされました。

改正額は先ほどの資料1-2の中央緑色の部分をご覧いただければと思いますが、この結果、職員は25万5,750円に、事務部職員は20万750円に、部員は19万2,900円にそれぞれ改正することが適当との結論に至りました。

今回、最低賃金専門部会でこの結論に至りました改正案につきましては、資料1のとおりでございます。

なお、全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会におきまして、資料1の1. 後段にありますとおり、労働者委員より「航海士、機関士が乗り組んでいない船舶の船長、機関長の賃金については、その職責を考慮して、最低賃金を上回るよう引き続き行政指導されたい」との意見がございましたので、要望事項として付記してございます。

この最低賃金の適用の時期でございますが、本日ご承認いただきました場合でございますけれども、例年ベースのスケジュール感で申し上げますと、答申の手続、最低賃金法上の所要の手続を経まして、来年2月下旬頃に効力を適用されるものと考えております。

最後に、漁業（かつお・まぐろ）の審議状況でございますが、9月22日に第1回目の最低賃金専門部会を開催いたしました。労使合意に至らず。第2回目の専門部会を11月1日に開催する予定としております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

【野川部会長】 ありがとうございます。

本日はウェブ会議システムとの併用会議でございますので、発言は私の指名の上で行っていただきます。リモート参加の委員におかれましては、発言を希望される場合はカメラ・マイクをオンにして「部会長」とご発言いただき、私より指名がありましたらご自身の氏名をおっしゃった後にご発言をお願いいたします。

また、会場にご出席されている委員におかれましては、発言を希望される場合は挙手をしていただき、私より指名がありましたら、お手許のトークボタンを押し、ご自身の氏名をおっしゃった後にご発言をお願いいたします。ご発言が終わりましたら再度ボタンを押し、マイクをオフとしていただきますようお願いいたします。

それでは、本件につきましてご質問等ございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特にないようでございますので、「船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金及び海上旅客運送業最低賃金）の改正について」は、資料1の案のとおり
の結論とし、海事分科会長にご報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【野川部会長】 ありがとうございます。

それでは、次の議題に移ります。議題2の審議事項である「船員法施行規則の一部を改正する省令案について」ですが、本件は2件の改正案がございますので、1件ずつ審議を行いたいと存じます。

それでは、1件目につきまして事務局よりご説明をお願いいたします。

【木坂船員政策課課長補佐】 船員政策課の木坂と申します。資料に基づいてご説明させていただきます。

資料通し番号8ページをご覧ください。「船員法施行規則の一部を改正する省令案について」というお題目のものでございます。文字の資料ですと分かりにくいと思いますので、資料9ページ目をご覧ください。

入管法の改正がさきの通常国会でございました。改正の概要といたしましては、紛争避難民など条約上の難民に準じて保護すべき者を保護する制度がないといった状況の中で、法務大臣の裁量でこれまでそういった者については保護されてきたところでございます。そういった方々をより確実に保護する制度として、補完的保護対象者の認定制度というのが新たに創設され、本年の12月1日に施行されるといったことが予定されております。

こと船員法に関しましては、外国人の方に対しても船員手帳を交付しているところでございます。下のほうの左側の現行というところでございますけれども、一般的には在留カードや特別永住者証明書、旅券、そういったものを活用して申請手続を受けているといったところでございますけれども、外国人の方が難民である場合については、これまで難民認定証明書の提示を求めて船員手帳を発行してきたということでございます。

こういった場合に加えて、今回入管法上、条約上の難民に準じて保護すべき者について制度がつけられたといったことを踏まえまして、補完的保護対象者の方の場合については補完的保護対象者認定証明書の提示を求めるといった形で、その提示があった場合については船員手帳を発行するといったことにさせていただきたいと、そのように考えているところでございます。

説明は以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。

発言は、先ほどと同様に私の指名の上で行います。

それでは、本件につきましてご質問等ございますでしょうか。

遠藤委員。

【遠藤臨時委員】 海員組合の遠藤です。よろしくお願いします。

1点質問なんですけれども、この難民認定法改正の概要については説明いただいたのでよく分かったところなんですけど、今までこの船員法施行規則の今回改正をする前の今の現行制度の中で、こういった難民である場合とか、難民認定書の提示を求めて船員手帳の交付申請とかに至った経緯というのはあるんですか。以上です。

【野川部会長】 事務局、お願いします。

【木坂船員政策課課長補佐】 船員政策課の木坂です。ご質問ありがとうございます。

ご質問いただいた点につきましては、これまで難民認定証明書を用いて実際に申請があり、船員手帳を発行した、交付したといった事例はございません。

【遠藤臨時委員】 分かりました。

【野川部会長】 よろしいでしょうか。

ほかにごございますでしょうか。

それでは2件目に移りたいと存じます。事務局よりご説明をお願いいたします。

【木坂船員政策課課長補佐】 続きまして、改めて船員政策課の木坂よりご説明させていただきます。資料については通し番号10ページ目、別紙2に基づいてご説明をさせていただきます。

こちらについては、先日、「海上運送法等の一部を改正する法律」をさきの通常国会で提出をさせていただいたところがございます。その中で船員法に関する改正条項がございましたので、それを受けて下位法令として省令の手当てをさせていただきたいと、そういったものでございます。

改正の概要については、資料10ページ目の2.のところからご説明をさせていただきます。まず、(1)でございますけれども、旅客名簿に関する規定でございますが、こちらについては海上運送法において新たに規定することとされたところがございます。これに基づいて、これまでは船長の義務だったところが事業者の義務に変わるといったところがございますが、そういったことに伴って、旅客名簿に関する規定を船員法の規定から削除するといったことにさせていただきたいと考えているところでございます。

(2)でございます。こちらにつきましては、小型船舶の乗組員に対する特定教育訓練制度に関する規定の整備でございます。いわゆる初任教育訓練という言い方をさせていただいているところでございますが、そちらに関する具体的な規定の内容といったところでございます。

①でございますけれども、特定教育訓練の対象船舶につきましては、海上運送法の規定に基づいて船舶運航事業の用に供する総トン数20トン未満の船舶で、物のみの運送の用に供する船舶を除いたものを対象に、初任特定教育訓練を実施するというをさせていただきたいというふうに考えております。

②でございますけれども、特定教育訓練の対象となる乗組員と実施時期についてございますが、教育訓練については、当該船舶所有者の行う事業に属する旅客事業用の小型船舶において初めて乗組員の職務に従事するといった方、あるいは当該海域において初めて乗組員の職務に従事するといった場合について対象としていきたいということ。(iii)でございますけれども、乗組員の職務に従事した後、当該船舶所有者が行う事業に属する旅客事業用の小型船舶において当該職務に従事しない期間が告示で定める期間以上である場合についても初任教育訓練を受けていただくということを考えているところでございます。あわせて、旅客事業用小型船舶の航行に関する海域において職務に従事した後、その当該海域での職務に従事しない期間というのが告示で定める期間以上である者についても同様に、初任教育訓練を受けていただくというふうに考えているところでございます。

③でございますけれども、特定教育訓練の内容でございます。具体的な内容としては、船長と甲板部の職員または部員に関しましては、イからホに掲げる事項について実施するというを考えているところでございます。

(ii)でございますけれども、その他乗組員で輸送の安全の確保に関する業務を行うということを想定される者につきましては、ロの輸送の安全の確保のための定めに関する事項とホの旅客の招集及び誘導等の非常時における旅客の安全の確保に関する事項についてのみ実施していただくといったことを考えているところでございます。

④でございますが、特定教育訓練に係る記録の作成・保存といったところで、実際にやった結果についてそれをちゃんと記録し、それを保存していただくといったことを考えているといったところでございます。

(3)でございますけれども、こちらについては、船員法の対象とはこれまでできていない総トン数5トン未満のもの、あるいは湖、川もしくは港のみを航行する場合につい

て、今ほどご説明しました内容と同様の義務を課したいといったところで、所要の規定の整備を行わせていただきたいというふうに考えているところでございます。

②についてでございますが、特定小型船舶所有者に対する監督命令に関する権限に関することでございますが、こちらについては、当該監督命令について地方運輸局長が行うことができるように規定を整備したいと、そのように考えているところでございます。

その他もろもろハネ改正等の所要の改正を行いたいというふうに考えているところでございます。

説明は以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。

本日は内容をご説明いただいて、ご質問のみ承ることとし、議論につきましては次回の船員部会ということになっておりますので、それをご了解ください。

では、今ご説明いただいたことについて質問等ございますでしょうか。

遠藤委員。

【遠藤臨時委員】 海員組合の遠藤です。よろしくお願いします。

11ページの④の「特定教育訓練に係る記録の作成・保存」というところで、特定教育訓練の終了した日からこの記録については3年間保存となっているんですけども、この3年間と決まったのは何か理由があるんでしょうか。よろしくお願いします。

【野川部会長】 事務局、お願いします。

【木坂船員政策課課長補佐】 ご質問ありがとうございます。文書の保存に関しては、その機関において適切にちゃんと実施されているということと3年間保存していただくということを求めるといった内容とさせていただいているところでございますけれども、実際その事業者に対する監査、そういったところの中で3年に1回は回っていきけるようにしていきたいといったところを考えておりますので、その間に実際に実施されているといったことを確認していきたいと、そのように考えているところでございます。

【野川部会長】 遠藤委員。

【遠藤臨時委員】 質問からの関連になってしまうので、もしかしたら意見というふうになるかもしれないんですけども、安全管理マニュアル、いわゆるISMがあるわけで、そういった操練関係の記録とか、安全に関わる記録に関する年数と整合したほうがいいんじゃないかなというふうに思っています。実際、そのISMのところこういう安全関係のところと整合しているのかどうか、その辺を少し聞きたいんですけども。

【野川部会長】 事務局、お願いします。

【木坂船員政策課課長補佐】 ご質問ありがとうございます。実際の多分教育訓練とか、そういった内容との整合性といったところだと思いますけれども、今回の特定教育訓練、初任教育訓練に関しましては、事業者に対してちゃんと実施していただきたいといったところの中で、それを実践されているということを監査等の機会を用いながら確認していくといったところの中で、過度な負担にならないように、でも必要な保存はしていただけるようにといったところの兼ね合いの中で、必要な期間というのを定めさせていただいてるところでございます。

ご指摘いただいた I S Mとか、そういった部分との整合性といったところもご意見としては重々承知しているところでございますけれども、そういったバランスの中で今回3年間というふうな形がいいのではないかとということで案としてお示しさせていただいたところでございます。

【佐藤船員政策課長】 続いて、よろしいでしょうか。

【野川部会長】 佐藤課長。

【佐藤船員政策課長】 課長の佐藤です。ちょっと補足いたしますと、ご指摘いただいた I S M、ハード関係のものでございまして、今回、教育訓練関係で少し類例も見ながら、今ほど木坂も申し上げましたようにバランスを見ているんですが、I S Mは安全管理手引書でございますので、定められているもの自体がいわゆるルール・規定類になるものでございますが、これは検査をやった記録が主になります。

それから概要の中で、少し丁寧に補足しますと、これは最終的に修了試験というものをやりますので、そこで場合によっては合格が出せないとなりますと引き続きやるということがありますので、修了でいいかという効果測定をするというのもございますので、類例なんかを見て3年ということで、少し I S Mのものと違ってはいますが、しっかり修了できるという確認をするというので、その記録を残すというのがございます。

それから補足でございますけれども、これは法律で主に決まっていることとなりますけれども、今回の省令は諮問させていただき改正内容ではなくて、既に基本的に決まっていますことでございますけれども、これは小型旅客船、20トン未満のもので新たにその船に乗る人に対して義務づけるという制度になっているところでございます。

以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

【木上臨時委員】 部会長、よろしいでしょうか。

【野川部会長】 木上委員、お願いいたします。

【木上臨時委員】 大日本水産会の木上と申します。

11ページの③の特定教育訓練の内容についてですけれども、この(i)とか(ii)とかの具体的な内容に関するテキストというのは何か出される予定でしょうか。

【野川部会長】 事務局、お願いします。

【木坂船員政策課課長補佐】 ご質問ありがとうございます。船員政策課の木坂です。

今ご質問いただきました、実際その訓練内容に関するテキストというものでございますけれども、今我々のほうでもガイドラインの作成であったりとか、実際の教材のひな形というものの準備を進めさせていただいているところでございます。そういったものを実際に事業者の皆さんにお示ししながら、来年の4月を予定しておりますけれども、それ以降、適切に事業者の皆さんにおいて、その内容に基づいて初任教育訓練を実施していただければというふうに思っているところでございます。

以上です。

【野川部会長】 よろしいでしょうか。

【木上臨時委員】 ありがとうございます。

【野川部会長】 はい、よろしいでしょうか。ほかにごございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、特になければ、次回、ご説明いただいた2件の答申の決定に向けた議論をすることとしたいと存じます。何かございましたら、遅くとも11月7日までに書面にて事務局である船員政策課までご連絡いただきますようお願いいたします。

では、次の議題に移りたいと存じます。

議題3の審議事項である「船員派遣事業の許可について」でございますが、本件につきましては個別事業者の許可に関する事項であり、公開することにより当事者等の利害を害するおそれがありますので、船員部会運営規則第11条ただし書の規定により審議を非公開とさせていただきます。また、次の議題4の意見交換につきましても、冒頭で申し上げましたように非公開とさせていただきます。

マスコミ関係の方をはじめ部会関係者以外の方はウェブ会議からご退出をお願いいたします。

また、議題5からは公開により行いますので、マスコミ関係者の皆様方には事務局より連絡を入れますので、スムーズな入室にご協力をお願いいたします。

(非公開・関係者以外退席)

【野川部会長】 本件意見を求められました諮問につきましては、「別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可につき、許可することが適当である」という結論とすることとし、海事分科会長にご報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(議題5より公開のため報道関係者呼び込み)

【佐藤船員政策課長】 すみません、事務局からよろしいでしょうか。

今、外にマスコミの方がいらっしゃらないので、ちょっと時間がかかるかもしれないんですけども、よろしければ進行していただいて、まず質問を幾つかいただいて、それを返す段階でまた質問も反復できるかと思っておりますので、ちょっといただきつつ、今日は1時間20分が定足数を満たすマックスになってございますので、50分めで全ての議題を終わらせていただければと思っておりますので。

【野川部会長】 分かりました。

それでは進めさせていただきます。

議題5の「令和6年度海事関係予算概算要求(8月部会報告の件)に関する質疑」ですが、今回改めて質疑の時間を設けさせていただきます。本件につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

まず、事務局からお願いいたします。

【木坂船員政策課課長補佐】 船員政策課の木坂です。冒頭で補足させていただきます。

席上で配付させていただいた資料でございますけれども、8月の船員部会のほうでご意見としていただいた部分の中で、当初と補正を合わせた形で比較できるような資料が欲しいといったご意見をいただいたところでございます。そのご要望を踏まえて、すみません、直前になりましたけれども、資料としてご用意させていただいたところでございます。それを踏まえてご質問等いただければと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

【野川部会長】 では、ご質問等ございましたらお願いいたします。

遠藤委員。

【遠藤臨時委員】 船員関係予算の推移の資料を、お忙しい中でありありがとうございます。非常に分かりやすいかなというふうに思っております。

質問のほうなんです、通し番号で36ページなんですけれども、独立行政法人海技教育機構経費のところ、練習船の修繕で大規模修繕というところがあるんですけれども、この大規模修繕の中でちょっと気になる点があります。男女共同参画のための船内環境改善とあるんですが、そもそも女性船員増加に向けた取組というところで、理解しているんですけれども、練習船のほうも女性船員になろうとしている女性の学生といますか、乗船している実習生ですよ。ここに、なぜ今さら、この男女共同参画のための船内環境改善というのが出てくるのか。

それと、じゃあ、今までどのようにしていたんだというふうになるんですけれども、「ほかの練習船は」となってくるわけで、実際のところどういう形で今回この男女共同参画のための船内環境改善というふうに出てきているのか。ほか練習船はどうなるのかを教えてくださいなんですけれども。

【野川部会長】 事務局、お答えいただけますか。

【南澤調整官】 海技課よりお答え申し上げます。

まず前提といたしまして、5隻の練習船がございますけれども、全てについて女性専用設備が建造当時から全てございます。そして、海王丸につきましては今回30年以上が建造から経過いたしまして大規模修繕の時期を迎えました。そしてもともと海王丸にも女性用の浴室ですとか、トイレとか、もちろんございますけれども、さらなる女性の登用、女性船員の増加、これを進めていくためには、女性専用設備をゼロからつくるのではなくて拡充をする、これが必要であるので、今回の修繕の機会に入渠いたしますので、この機会を捉えて拡充整備をするものということです。

【野川部会長】 ありがとうございます。遠藤委員。

【遠藤臨時委員】 ありがとうございます。非常に分かりやすかったですけれども、それであったら「拡充」というふうに書いたほうが分かりやすいんじゃないかなというふうに思いました。

以上です。

【南澤調整官】 ご指摘ありがとうございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

齋藤委員。

【齋藤臨時委員】 いきなりこの表を見て、まだしっかりと読み解けていないないわけなんですけれども、令和6年度要求額で外航船員の確保・育成については0.35億円とあ

りますが、令和5年度が0.41億円、そして令和6年度は要求額ですのに、もう既に下回って0.35億円。ここの理由をご説明いただけますか。

【野川部会長】 お願いします。

【木坂船員政策課課長補佐】 船員政策課の木坂です。令和6年度の予算要求に当たっては、この資料でございますとおり、内航船員の確保・育成のところについては令和5年度の予算よりも多く要求させていただいているという点と、併せて、その外航については例年厳しいご指摘等々を賜っているところでございます。その中で、実際の執行状況等々も勘案しながら、いかに必要な予算を確保して説明していくかといったところの中で、全体の予算要求額というところを考えていく中で、このような形で要求させていただいているといったところでございます。

以上です。

【野川部会長】 大山委員。

【大山臨時委員】 海員組合、大山です。今の外航船員の確保・育成に関連して、私もこれに関連する外航日本人船員確保育成事業の委員で参画をさせていただいております。そちらの中でも常々言っているんですけども、やはりその外航船員は、周りを海に囲まれたこの国でどうしても欠かせない産業、それから人材ということで、この予算を海事局としてしっかりと確保していただきたいということで、今回の予算の内情については若干ほかの委員よりは理解しているつもりですが、やはりここはしっかりと確保していただきたいということで、そういった審議は実際の会議の場でもさせていただきますけれども、どうしても輸入に99%以上頼っているこの国に外航船員はなくてはならない職業だということを、しっかりと担当省庁として財務省なりにご説明いただいて、必要な予算は確保してくださいという意見です。

【野川部会長】 ありがとうございます。事務局、お願いします。

【木坂船員政策課課長補佐】 ご指摘ありがとうございます。少なくとも要求する額については確保できるよう、我々としてもしっかり頑張っていきたいというふうに考えているところでございます。

【野川部会長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

船主側から、特にございませんでしょうか。

【加藤部会長代理】 1点だけ、よろしいでしょうか。

【野川部会長】 加藤委員、よろしく申し上げます。

【加藤部会長代理】 今ごろで申し訳ありませんが、37ページ、38ページで、最初にデータがあって、厳しい現状がこうであると示され、その下に政策があるのです。例えば定着率が落ちているという形で、課題に対してどうする、という形で政策との1対1、あるいは政策との関係が見えない気がします。それが最終的には事業評価や政策評価という形で返ってきますので、データを並べるだけよりは、整理された資料を作って頂ければと思います。今後ご検討いただければと思います。

【野川部会長】 資料をただ羅列するだけじゃなくてということですけども、お願いします。

【木坂船員政策課課長補佐】 ご指摘ありがとうございます。問題、背景・課題とその対応がよりクリアになるように、今後資料作成においては留意させていただきたいというふうに思います。ご指摘ありがとうございました。

【野川部会長】 ありがとうございます。

庄司委員。

【庄司臨時委員】 資料の話が出たので、ついでに。先ほどの予算の推移なんですけれども、これで何をしたいのかなというところなんですけど、段々減っているよというところを見たいのか、要求に対してどれだけ少ない配分になっていたというところを見たいのかという疑問もありまして、そこら辺も踏まえると、本当は当初の要求と実際の配分という斜めの線か何かを入れて2つあるとか、そういうほうがデータとしてはいいのかなと思いますので、また工夫していただければと思います。

【野川部会長】 事務局、お願いします。

【木坂船員政策課課長補佐】 ご指摘ありがとうございます。また、資料を作成する際に参考にさせていただければと思います。ありがとうございました。

【野川部会長】 ありがとうございます。

事務局にはいろいろと宿題が課せられたようですが、ひとつ私からもよろしくご対応のほどお願いしたいと存じます。

それでは、ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

遠藤委員。

【遠藤臨時委員】 37ページで、表現の仕方で、これは意見なんですけれども、「悪化する有効求人倍率」って、この「悪化」という表現はちょっと馴染まないのではないのでしょうか。減少傾向にあるというのは普通に見れば分かるので、その下は「低下する」とい

うふうになっているので、「悪化する」というのはどこをどう取って悪化と見ているのか。

【野川部会長】 はい、事務局、お願いします。

【佐藤船員政策課長】 来年度工夫します。必ずしもそこに善悪というのは、片方であるわけではありませんので。ちょっと目が行き届いておりませんでした。すみません。

【野川部会長】 ありがとうございます。

確かに別に評価しているわけじゃありませんのでね、事実の表現として対応していただくようにお願いいたします。

次の議題に移りたいと存じます。

議題6の「令和5年度（第67回）船員労働安全衛生月間の実施概要について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

【田口産業保健企画官】 産業保健企画官の田口です。令和5年度船員労働安全衛生月間の活動について、資料5に基づいてご説明いたします。

船員労働安全衛生月間は9月1日から30日までの1か月間、海上における船員労働安全衛生思想の普及、船舶所有者及び船員による自主的な安全衛生活動の促進等により、船員災害の防止を図ることを目的として実施されております。

主な活動内容については、(1)から(3)に記載してあります。

まず、(1)の訪船指導についてですが、協賛者である船員災害防止協会、地方（地区）船員労働安全衛生協議会が、各地方運輸局及び船員災害防止協会支部の協力を得て、全国229か所、1,262隻に対し、安全衛生に関する訪船指導を実施しております。

この1,262隻の内訳ですが、一般船舶が906隻、それから漁船が356隻となっております。内容についてですが、この括弧の中で、海中転落予防、高年齢船員の死傷災害・疾病防止対策、船内飲用水の水質管理等とございます。さらなる具体的な内容については、現在、運輸局のほうから報告を求めている最中です。

(2)の大会、講演会等の開催です。

①船員災害防止大会についてですが、こちらは船舶所有者や船員等の安全衛生に対する意識向上を図るため、全国17か所において大会を開催、合計867人が参加されました。

②の講演会、講習会等についてですがけれども、こちらは安全衛生に関する学識経験者、医師等の協力を得て、全国37か所において安全衛生に関する講演会・講習会を開催しております。合計1,676人の方が参加されております。講演会・講習会のトピックは、メンタルヘルス確保、ハラスメント対策、生活習慣病、救急処置、生存対策講習会、船舶事

故事例に見る原因と安全対策等、船員災害の実情を勘案したものでした。

(3) 船員無料健康相談の実施ですけれども、こちらは、日本海員掖済会、船員保険会及び地域医療機能推進機構の医師並びに地方運輸局長が指定した医師の協力を得て、全国102か所において無料の健康相談を実施しました。合計418人からの相談を受けております。

こちらの労働安全衛生月間の活動内容については、今後さらに内容の把握を進めまして、令和6年度の実施に活用してまいりたいと考えております。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。

では本件につきまして、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

今後ともぜひ精力的に進めていただきたいと思いますと存じます。よろしく願いいたします。

それでは、本日の予定された議事はこれで全て終了いたしました。ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局にお返しいたします。

【岩下労働環境技術活用推進官】 次回の船員部会の開催日程につきましては、部会長にお諮りした上で改めてご連絡させていただきます。

なお、今後の船員部会ですが、基本的に毎月第4金曜日を第1候補に調整を行ってまいりたいと考えております。また、例年12月の開催につきましては、年末ということもありまして、1週間前の第3金曜日を第1候補としておりますことを併せてご報告申し上げます。

ただいま申し上げましたように日程調整を進めてまいります。都合により開催日時が前後することもありますので、ご承知おきください。

事務局からは以上でございます。

【野川部会長】 それでは、以上をもちまして交通政策審議会海事分科会第164回船員部会を閉会いたします。

本日はお忙しいところ、委員及び臨時委員の皆様には、この会議にご出席賜りありがとうございました。

— 了 —